

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

逗子市の人口は、昭和 40 年代の宅地開発により急増したが、昭和 50 年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って増加が止まり、平成 13 年以降は、58,000 人台の数値で推移してきた。

すでに日本全体では、平成 20 年から人口減少に転じており、今後は本市においても減少傾向になっていくものと推計される。

年齢 3 区分別の人口をみると、生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 60 年をピークに減少傾向に転じている。また、平成 2 年において、年少人口（15 歳未満）と老年人口（65 歳以上）が逆転し、老年人口の方が多くなっている。

今後、老年人口は増加を続け、令和 27 年には、人口の 39%以上が 65 歳以上となると推計される。

昭和 55 年には、生産年齢人口と老年人口の比が 6.5:1 であったものが、令和 27 年には 1.1:1 になると推計される。

逗子市内事業所数は 1,860 事業所(令和 3 年)で県内事業所数の 0.7%を占め、従業者数は 14,852 人。産業別の状況 事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が 389 事業所（事業所数全体に 占める割合 20.9%）で最も多く、次いで「医療、福祉」268 事業所（同 14.4%）、「不動産業、物品賃貸業」215 事業者（同 11.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」が 208 事業所（それぞれ 11.2%）となっている。

ほかに「建設業」119 事業所(6.4%)「製造業」50 事業所(2.7%)となっているが、これらの中小企業では、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少する中、人手不足・後継者不足に直面しており、人材確保や労働生産性の向上を図ることは経営上の大きな課題となっている。

生産性の向上は、事業者の業績向上、成長に直接結びつくだけでなく、労働者の長時間労働の解消にも寄与し、人材を確保する上でも有効と考えるが、逗子市内事業所における設備投資は減少傾向にあり、現在、物価の高騰や人件費の上昇が続いている影響により、中小企業が生産性の高い設備の導入に踏み切れていないことが伺える。

こうした状況に鑑み、中小企業等経営強化法第 1 条第 1 項に基づく導入促進基本計画を策定し、市内事業者における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化を図る必要がある。

(2) 目標

少子高齢化による人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越え、設備投資を通じた労働生産性の向上を図り、地域経済活力の維持・強化につなげるため、認定事業者は同意から2年間で6件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年平均3%以上向上させることを目標とする。

2 先端設備等の種類

逗子市内の1,860事業所の事業分野は多岐にわたり、特定の業種に限定することなく全ての中小企業者による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

逗子市内の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象区域は逗子市全域とする。

(2) 対象業種・事業

逗子市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、逗子市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

（令和7年4月1日～令和9年3月31日までとする。）

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、逗子市暴力団排除条例に基づき、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる事業者の先端設備等導入計画については認定の対象としない。